

グループホームかとれあ会 運営規程

第1条 株式会社WG Sが開設するグループホームかとれあ会（以下「本事業所」という。）が実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。以下「利用者」という。）について、共同生活において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活をおくることができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当っては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 6 提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。
 - 8 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホームかとれあ会
- ② 所在地 熊本県合志市栄 2325-1

(共同生活住居の戸数及び利用定員)

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数(ユニット数)及び利用人員は次のとおりとする。

- ① 戸数(ユニット数) 2戸(ユニット)
- ② 利用定員 18名

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、本事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当する。

- ③ 介護従事者 介護保険法に定める指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準に準じた員数

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 本事業者が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴の介助(入浴又は清拭。入浴は1週間に3回以上。清拭は全身。)
- ② 排せつの介助
- ③ 食事の提供及び介助
- ④ その他日常生活上の世話、日常生活活動の介助

- ・ 着替え 寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮するとともに、毎朝夕の着替えを行う。また、シーツの交換は週に1回、寝具の完全消毒を行う。

- ・ レクリエーション

本事業者内における誕生会、ひなまつり、端午の節句、七夕祭、クリスマス会等を開催、これに併せて食事内容を考慮。

紙細工(夏季の団扇作り、七夕飾り、正月用飾り等の作成)

地区の夏祭り(盆踊り)、子供会、老人会への参加あるいは来訪、幼稚園・保育園・小学校の運動会等へ参列。

地区の幼稚園・保育園との交流

理美容 毎月1回、定期的に理美容師に来訪を依頼する。

(介護等)

- 第8条 介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。
 - 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第9条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 2 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又は家族が行うことが困難であるときは、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料等)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領であるときは介護報酬告示上の額の1割または2割若しくは3割とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 2 本事業所は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - ① 家賃 1ヶ月当たり 49,000円
 - ② 水光熱費 1ヶ月当たり 13,000円
 - ③ 食材料費 1日当たり 1,000円※ 月の途中における入居の家賃・水光熱費については、当該月の入居日数に応じて日割り計算とする。
 - ④ 入居時一時金 100,000円
入居時に徴収し、未納分の補填、居室の修繕等に充当する。
尚、退居時に全額（上記使用分がある場合は、残金の全額）を返金する。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。
 - 4 利用料の支払は、月ごとに発行する請求書に基づき、郵便局口座によって指定

期日までに受けるものとする。ただし、特段の事情により、口座振込が困難と認められる場合に限っては、現金で受領するものとする。

- 5 前項の規定に関わらず、生活保護受給者の家賃については地方自治体の基準によるものとする。

(内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等)

第11条 本事業所は、あらかじめ、入居申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務の体制、利用料の額その他の入居申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。

- ① 本事業所においては、防火管理年間計画に従って、利用者にも参加を願い、避難訓練を実施し、協力を依頼するものとする。
- ② 来訪者には、面会時間を厳守させ、その都度職員に届出ることを指導するものとする。また、来訪者が宿泊する場合には必ず許可を受けさせるものとする。
- ③ 外出・外泊の際は必ず行く先と帰宅時間を職員に申し出を行うものとする。
- ④ 本事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用を指導する。これに反した利用や故意的に汚損・破損を生じた場合、修理又は取替えは利用者の負担とする。
- ⑤ 職員は、保全、衛生、防犯、防火その他の管理上の必要があると認めるときは随時居室内に立ち入り、必要な対応を行うことを指導する。
- ⑥ 喫煙は決められた場所で行うことを指導し、飲酒については状態により職員により制限するものとする。
- ⑦ 騒音等他の利用者の迷惑になるような行為は行わないこと。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないよう指導を行うこと。
- ⑧ 本事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は禁止させること。
- ⑨ 本事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止させること。

(入退居)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。

- 2 本事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認をするものとする。
- 3 本事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介

護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 4 本事業所は、入居申込者の入居に関しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 本事業所は、利用者の退去の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行うものとする。
- 6 本事業所は、利用者の退去に際しては、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（入退居の記録）

- 第14条 本事業所は、利用者の入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては、退去の年月日を、利用者の被保険者証に記載するものとする。

（受給資格者の確認）

- 第15条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。
- 2 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

（要介護認定申請に係る援助）

- 第16条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助する。
- 2 本事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 第17条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏

まえて、他の介護従事者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した痴呆対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を持続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状態の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

（定員の厳守）

第18条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を越えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関）

第19条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を次のとおり定める。

協力医療機関

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 医療機関名 | 医療法人社団直心会 森の里クリニック |
| 所在地 | 熊本県玉名郡和水町大田黒 699 |
| ② 医療機関名 | 国立療養所 菊池病院 |
| 所在地 | 熊本県合志市福原 |

（衛生管理）

第20条 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、本事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対処方法)

第21条 本事業所の従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第2条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は、本事業所の管理者をもってあて、火元責任者には事業所の主任介護従事者をもってあてる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するように努める。
- 6 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。
 - a 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - b 利用者を含めた総合訓練・・・年2回以上
 - c 非常訓練用の設備の使用方法的徹底・・・随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(利用者に関する市町村への通知)

第24条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第25条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(秘密保持)

第26条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書によって得ておく。

(調査への協力等)

第27条 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第28条 本事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第29条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年保存する。

(虐待防止に関する事項)

第30条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号を掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 本事業所は、利用者に対する虐待を発見した場合には速やかにこれを市町村に通報するとともに、市町村が行う虐待等に関する調査等に協力するよう努めることとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

- 第32条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 第33条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 第34条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社WGSと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、平成23年 9月 1日から施行する。

平成27年 6月 1日 改定

平成27年 8月 1日 改定

平成29年 9月 1日 改定

平成30年 5月 26日 改定

令和 3年 10月 1日 改定

令和 5年 8月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定